

田辺市福祉課所管社会福祉法人指導監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田辺市所管の社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく指導監査に関する基本事項を定めるものとし、法令及び通知等に定められた事項についての指導監査を行うことにより、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るとともに、自主的な業務改善及び役職員の資質の向上を促し、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

(指導監査の種類)

第2条 指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行う。

2 一般監査は、次条に規定する一定の期間で実施する。その実施に当たっては、第5条における指導監査計画を策定した上で、第4条における指導監査基準に基づき実施する。

3 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人・施設を主な対象として、随時実施する。

(一般監査の実施期間)

第3条 一般監査は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」3一般監査の実施の周期に基づき監査を実施する場合を除き、毎年1回実施するものとする。

(指導監査基準)

第4条 指導監査の基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく厚生労働省が示す処理基準による。

(指導監査計画)

第5条 保健福祉部福祉課長は、毎年度当初に、当該年度の指導監査計画を定めるものとする。

2 前項の指導監査計画は、前条に規定する処理基準等に準拠するとともに、本要綱の目的を達成するものでなければならない。

3 指導監査計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指導監査の方針
- (2) 実施時期
- (3) 指導監査の方法
- (4) 当該年度における指導監査対象法人
- (5) 当該年度における指導監査の重点事項

(指導監査の実施)

第6条 指導監査の実施に当たっては、当該法人に対し、指導監査実施日、指導監査を行う職員の氏名その他必要な事項を事前に文書で通知するものとする。ただし、事前に通知することにより、当該指導監査の目的を達成できないと認められる場合は、法人指導監査の開始時に文書を提示するなどの方法で行うことができる。

2 指導監査の実施に当たっては、事前に法人から必要な書類の提出を求めることができる。

3 指導監査の実施に当たっては、公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、法人関係者の理解と自発的な協力が得られるよう配慮する。

4 指導監査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、法人関係者の請求があるときは、これを

提示しなければならない。

(指導監査の実施体制)

第7条 指導監査は、原則として2人以上の職員によって実施する。

2 施設を経営する法人については、当該施設を所管する課と連携を図り、原則として合同で実施する。

(指導監査の結果の講評)

第8条 指導監査を行う職員は、法人指導監査終了後、法人の責任者等の出席を求め、監査結果について講評を行い、改善を要する事項について口頭で指示する。

(指導監査の報告)

第9条 指導監査を行う職員は、法人指導監査終了後、遅滞なく報告書を作成しなければならない。

(指導監査の結果及び改善状況の報告)

第10条 指導監査の結果、改善を要する事項については、その内容及び改善方法を文書により、速やかに法人の長に対して通知する。

2 前項の規定による通知事項に対する改善状況については、期限を付して、挙証書類を添付した文書で報告を求め、必要がある場合には、改善状況について確認のための再調査を実施するものとする。

3 前項の規定による報告の期限は、第1項の文書による通知の日から起算して60日以内とする。

(指導監査情報の開示等)

第11条 指導監査に関する情報は、個人情報など法令により非公開とされている場合を除き、その提供に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。